

第764号  
平成30年3月

# 天理市公報

発行 天理市  
編集 総務部総務課

## 目次

規 則	番号	頁数
・天理市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則	2	1
告 示	番号	頁数
・放置自転車等の保管について	44	2
・放置自転車等の保管について	45	3
・放置自転車等の保管について	46	3
・放置自転車等の保管について	47	3
・公示送達について	48	4
・放置自転車等の保管について	49	4
・放置自転車等の保管について	50	4
・放置自転車等の保管について	51	5
・放置自転車等の保管について	52	5
・放置自転車等の保管について	53	6
・放置自転車等の保管について	54	6
・放置自転車等の保管について	55	7
・放置自転車等の保管について	56	7
・放置自転車等の保管について	57	7
・公示送達について	58	8
・放置自転車等の保管について	59	8
・平成30年第1回天理市議会定例会の招集について	60	8
・放置自転車等の保管について	61	9
・放置自転車等の保管について	62	9
・放置自転車等の保管について	63	9
・地縁による団体の告示事項の変更に ついて	64	10
・公示送達について	65	10
・放置自転車等の保管について	66	10
・放置自転車等の保管について	67	11
・放置自転車等の保管について	68	11

・放置自転車等の保管について	69	11
・放置自転車等の保管について	70	12
・抑留犬の公示について	71	12
・放置自転車等の保管について	72	13
公 告	番号	頁数
・指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の廃止について	9	13
・指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の廃止について	10	13
・大和都市計画天理市流域関連公共下水道の変更について	11	14
・農用地利用集積計画について	12	14
教育委員会	番号	頁数
・定例教育委員会の招集について	2	14
農業委員会	番号	頁数
・農業委員会の招集について	2	14
監査委員	番号	頁数
・定期監査の結果について	2	15
・財政援助団体等監査の結果について	3	28
選挙管理委員会	番号	頁数
・選挙権を有する者の直接選挙に必要な選挙人の数について	1	34
公営企業	番号	頁数
・一般競争入札について【公告】	4	34
・天理市指定給水装置工事事業者の廃止について【告示】	4	37
・天理市指定給水装置工事事業者の指定について【告示】	5	37

## 規 則

(平成30年 2月13日掲示済)

天理市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 2月13日

天理市長 並 河 健

天理市規則第2号

天理市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

天理市体育施設条例施行規則（平成27年 3 月天理市規則第16号）の一部を次のように改正する。  
別表中「3月31日」を「翌年 3 月31日」に改め、

天理市福住運動場	午前 9 時から午後 5 時まで	を
----------	------------------	---

天理市福住運動場	午前 9 時から午後 5 時まで	に、
天理市天理ダム運動場	午前 9 時から午後 5 時まで	
天理市立総合体育館	午前 9 時から午後 9 時まで	

天理市立三島体育館	午前 9 時から午後 9 時まで	を
-----------	------------------	---

天理市立三島体育館	午前 9 時から午後 9 時まで	に
天理市立庭球場	午前 9 時から午後 9 時まで （4 月 1 日から10月31日までの期間）	
	午前 9 時から午後 5 時まで （11月 1 日から翌年 3 月31日までの期 間）	

改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。  
（天理市有料公園施設の管理等に関する規則の廃止）
- 天理市有料公園施設の管理等に関する規則（平成27年 3 月天理市規則第17号）は、廃止する。

## 告 示

（平成30年 2 月 6 日掲示済）

天理市告示第44号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成30年 2 月 6 日

天理市長 並 河 健

- 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 移動日  
平成30年 2 月 6 日
- 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 保管場所  
天理市田井庄町671番地 1  
天理市自転車等保管施設
- 返還期間及び返還時間
  - 返還期間  
平成30年 2 月 6 日から平成30年 4 月 6 日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の 1 月 3 日を除く。）
  - 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- 返還時に必要なもの
  - 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
  - 移動・保管費用（1 台につき）
    - 移動費 2,050円
    - 保管費 1,020円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 連絡先  
天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778

(平成30年 2 月 7 日 掲 示 済)

天理市告示第45号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 2 月 7 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成30年 2 月 7 日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成30年 2 月 7 日から平成30年 4 月 7 日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成30年 2 月 8 日 掲 示 済)

天理市告示第46号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 2 月 8 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成30年 2 月 8 日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成30年 2 月 8 日から平成30年 4 月 8 日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成30年 2 月 9 日 掲 示 済)

天理市告示第47号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 2 月 9 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

- 2 移動日  
平成30年 2 月 9 日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町6 7 1番地 1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成30年 2 月 9 日から平成30年 4 月 9 日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日及び12月29日～翌年の 1 月 3 日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成30年 2 月13日 掲示済)

天理市告示第48号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第2 2 6号）第20条の 2 及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年 7 月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成30年 2 月13日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の 2 の規定により、公示送達した日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成30年 2 月13日 掲示済)

天理市告示第49号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成30年 2 月13日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成30年 2 月13日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町6 7 1番地 1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成30年 2 月13日から平成30年 4 月13日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日及び12月29日～翌年の 1 月 3 日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成30年 2 月14日 掲示済)

天理市告示第50号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成30年 2 月14日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成30年 2 月14日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地 1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成30年 2 月14日から平成30年 4 月14日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の 1 月 3 日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成30年 2 月14日揭示済)

天理市告示第51号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成30年 2 月14日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場において放置されていた自転車に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成30年 2 月14日
  - 3 移動対象区域  
天理市川原城町300番地先放置禁止区域外
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地 1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成30年 2 月14日から平成30年 4 月14日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の 1 月 3 日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成30年 2 月14日揭示済)

天理市告示第52号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成30年 2 月14日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場において放置されていた自転車に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日  
平成30年 2 月14日
- 3 移動対象区域  
天理市田井庄町666番地先放置禁止区域外
- 4 保管場所

天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成30年2月14日から平成30年4月14日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成30年2月15日揭示済)

天理市告示第53号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年2月15日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成30年2月15日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成30年2月15日から平成30年4月15日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成30年2月15日揭示済)

天理市告示第54号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年2月15日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場において放置されていた自転車に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成30年2月15日

3 移動対象区域

天理市荒蒔町58番地1先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成30年2月15日から平成30年4月15日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成30年 2 月16日 掲示済)

天理市告示第55号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 2 月16日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成30年 2 月16日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成30年 2 月16日から平成30年 4 月16日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成30年 2 月19日 掲示済)

天理市告示第56号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 2 月19日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成30年 2 月19日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成30年 2 月19日から平成30年 4 月19日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成30年 2 月20日 掲示済)

天理市告示第57号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 2 月20日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成30年 2 月20日

- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成30年2月20日から平成30年4月20日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成30年2月21日揭示済)

天理市告示第58号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、または外国においてすべき送達につき困難な事情がある為、国民健康保険法第78条における地方税法第20条の2の準用規定により、次のとおり公示送達をする。

尚、この公示送達に係る関係書類は、当市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成30年2月21日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、揭示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(平成30年2月22日揭示済)

天理市告示第59号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年2月22日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成30年2月22日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成30年2月22日から平成30年4月22日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成30年2月23日揭示済)

天理市告示第60号

平成30年第1回天理市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成30年2月23日

天理市長 並 河 健

記

- 1 期 日 平成30年3月2日

2 場 所 天理市役所議事場

(平成30年 2 月23日 掲示済)

天理市告示第61号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成30年 2 月23日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成30年 2 月23日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町6 7 1番地 1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成30年 2 月23日から平成30年 4 月23日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 1 7 8号）に規定する休日及び12月29日～翌年の 1 月 3 日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成30年 2 月23日 掲示済)

天理市告示第62号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成30年 2 月23日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場において放置されていた自転車に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成30年 2 月23日
  - 3 移動対象区域  
天理市川原城町1 1 3番地 1 先放置禁止区域外
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町6 7 1番地 1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成30年 2 月23日から平成30年 4 月23日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 1 7 8号）に規定する休日及び12月29日～翌年の 1 月 3 日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成30年 2 月26日 掲示済)

天理市告示第63号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成30年 2 月26日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成30年2月26日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成30年2月26日から平成30年4月26日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成30年2月26日揭示済)

天理市告示第64号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、中之庄町自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成30年2月26日

天理市長 並 河 健

変更前 代表者 天理市中之庄町50番地 上 林 一

変更後 代表者 天理市中之庄町48番地 平 瀬 重 敏

変更年月日 平成30年1月21日

(平成30年2月27日揭示済)

天理市告示第65号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成30年2月27日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(平成30年2月27日揭示済)

天理市告示第66号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年2月27日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成30年2月27日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成30年2月27日から平成30年4月27日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日、国民の祝日に関する

る法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）

- (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間  
(以下 略)

(平成30年 2 月28日 掲示済)

天理市告示第67号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 2 月28日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成30年 2 月28日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成30年 2 月28日から平成30年 4 月28日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成30年 3 月 1 日 掲示済)

天理市告示第68号

天理市自転車等駐車条例（平成13年 9 月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年 3 月 1 日

天理市長 並 河 健

- 1 撤去理由  
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 撤去日  
平成30年 3 月 1 日
- 3 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成30年 3 月 1 日から平成30年 8 月31日まで
  - (2) 返還時間  
自転車等駐車場の営業時間
- 4 返還時に必要なもの
  - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
  - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 5 連絡先  
東洋テック株式会社 TEAM TENRI 電話 0743-63-4770  
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成30年 3 月 1 日 掲示済)

天理市告示第69号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 3 月 1 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

- 2 移動日  
平成30年 3 月 1 日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地 1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成30年 3 月 1 日から平成30年 4 月29日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の 1 月 3 日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成30年 3 月 2 日揭示済)

#### 天理市告示第70号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成30年 3 月 2 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成30年 3 月 2 日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地 1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成30年 3 月 2 日から平成30年 4 月30日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の 1 月 3 日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成30年 3 月 2 日揭示済)

#### 天理市告示第71号

抑留犬の公示について

狂犬病予防法第 6 条第 8 項（第18条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公示する。

平成30年 3 月 2 日

天理市長 並 河 健

保護日時 平成30年 3 月 2 日  
 保護場所 天理市蔵之庄町  
 種類 コーギー  
 性別 おす  
 大きさ 中  
 毛色 茶白  
 毛の長さ 普通  
 首輪 オレンジ・茶  
 その他、特徴 無

犬の所有者は、郡山保健所（TEL51-0193）へ返還請求の手続をしてください。

(平成30年 3 月 5 日揭示済)

天理市告示第72号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成30年 3 月 5 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成30年 3 月 5 日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地 1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成30年 3 月 5 日から平成30年 5 月 3 日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の 1 月 3 日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

公 告

(平成30年 2 月23日 掲示済)

天理市公告第 9 号

指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の廃止について

平成29年 4 月30日付をもって下記の指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所を廃止したので、介護保険法（平成 9 年法律第123号）第78条の11及び第115条の20の規定により公告する。

平成30年 2 月23日

天理市長 並 河 健

記

事業所番号	2970400822	
名 称	デイサービス夢広場Ⅱ	
所在地	奈良県天理市西長柄町453-2	
申請者	名称	有限会社 夢グループ
	主たる事務所の所在地	奈良県天理市西長柄町453-2
	代表者の氏名	上田 将
	代表者の住所	奈良県磯城郡川西町結崎830-2
廃止年月日	平成29年 4 月30日	
サービスの種類	地域密着型通所介護	

(平成30年 2 月26日 掲示済)

天理市公告第10号

指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の廃止について

平成29年 6 月30日付をもって下記の指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所を廃止したので、介護保険法（平成 9 年法律第123号）第78条の11及び第115条の20の規定により公告する。

平成30年 2 月26日

天理市長 並 河 健

記

事業所番号	2072000745	
名 称	デイサービスりらいふ	
所在地	奈良県磯城郡田原本町千代176-1	
申請者	名称	株式会社ウェルプラス
	主たる事務所の所在地	奈良県天理市西井戸堂町393-3
	代表者の氏名	澤田 文恵

代表者の住所	奈良県天理市西井戸堂町393-3
廃止年月日	平成29年6月30日
サービスの種類	地域密着型通所介護

(平成30年 3 月 1 日 掲示済)

## 天理市公告第11号

大和都市計画天理市流域関連公共下水道を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成30年 3 月 1 日

天理市長 並 河 健

## 1. 変更に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画天理市流域関連公共下水道

## 2. 変更に係る都市計画を定める土地の区域

天理市

櫛本町・蔵之庄町・中之庄町・森本町・和爾町・滝本町・杣之内町・喜殿町・小田中町・杉本町・富堂町・平等坊町・南六条町・合場町・九条町・西井戸堂町・東井戸堂町・備前町・吉田町・乙木町・萱生町・岸田町・佐保庄町・三昧田町・成願寺町・園原町・竹之内町・永原町・中山町・長柄町・新泉町・福知堂町・二階堂南菅田町・海知町・遠田町・檜垣町・柳本町

## 3. 縦覧場所

天理市上下水道局下水道課

## 4. 縦覧期間

平成30年 3 月 1 日～平成30年 3 月 15 日

## 5. 意見書の提出要領

この都市計画案について、意見書を提出しようとする者は、本案について意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名を併記した文書1通を天理市長宛として平成30年 3 月 15 日までに上下水道局下水道課へ提出してください。

(平成30年 3 月 1 日 掲示済)

## 天理市公告第12号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成30年 3 月 1 日

天理市長 並 河 健

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

## 教育委員会

(平成30年 2 月 16 日 掲示済)

## 天教告示第2号

平成30年 2 月 21 日午後 2 時から 2 月 定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成30年 2 月 16 日

天理市教育委員会

教育長 森 継 隆

## 農業委員会

(平成30年 2 月 27 日 掲示済)

## 天農委告示第2号

平成30年 2 月 8 日午後 2 時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

平成30年 2 月 27 日

天理市農業委員会

会長 藏 本 純 次

議案第1号 農地法第3条に関する申請について

議案第2号 農地法第5条に関する申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

議案第4号 その他

①市街化区域の専決処分について(報告)

②相続税の納税猶予に係る特定農地等の利用状況の確認について

---

## 監査委員

---

(平成30年2月27日揭示済)

天監委告示第2号

定期監査の結果について（公表）

地方自治法第199条第4項の規定により、平成29年度定期監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成30年2月27日

天理市監査委員	梅	崎	浩	充
天理市監査委員	松	井	義	憲
天理市監査委員	中	西	一	喜

## 1 監査の種別 定期監査

## 2 監査の執行期間及び監査対象

監査執行期間	監査対象	予算執行状況調査日
【くらし文化部】		
平成29年9月1日～6日	保険医療課	平成29年3月31日
平成29年9月7日～11日	人権センター	平成29年3月31日
平成29年9月12日～15日	文化振興課	平成29年3月31日
【教育委員会】		
平成29年10月10日～12日	文化財課	平成29年3月31日
平成29年11月1日～2日	櫛本幼稚園	平成29年3月31日
平成29年11月6日～9日	福住・櫛本小学校	平成29年3月31日
平成29年11月10日～15日	南・西中学校	平成29年3月31日
平成29年11月29日～30日	福住中学校	平成29年3月31日
【環境経済部】		
平成29年12月1日～7日	産業振興課	平成29年3月31日
平成29年12月8日～14日	環境業務課	平成29年3月31日

## 3 監査の範囲

平成28年度の財務に関する事務の執行状況等

## 4 監査の対象事項

- (1) 予算の執行状況
- (2) 収入及び支出の事務処理状況
- (3) 補助金関係の事務処理状況
- (4) 契約関係の事務処理状況
- (5) 財産の管理状況
- (6) 物品の出納保管状況

## 5 監査の方法

監査対象となった各所属長から資料の提出を求め、予算の執行、収入及び支出の事務処理等、財務に関する事務処理が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているか、関係諸帳簿と照合し、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、監査を行った。

6 監査の結果

事務処理等は、予算の目的に従い、法令に準拠し、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。くらし文化部の収入率、執行率については、監査基準日が出納閉鎖期間を含んでいないため低い数値のものがあるが監査実施時点において、おおむね適正であることが確認できた。

なお、注意すべき事項については、関係職員に指示した。

監査の結果は、以下のとおりである。

【くらし文化部】

保険医療課

1. 一般会計

○ 予算の執行状況について

歳入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	不納欠損額 円	収入未済額 円	収入率 %
民生費負担金	1,043,000	1,196,560	1,171,920	0	24,640	97.9
民生費国庫負担金	79,378,000	77,391,122	77,391,122	0	0	100.0
民生費委託金	20,796,000	14,559,675	14,559,675	0	0	100.0
民生費県負担金	379,439,000	378,804,056	251,271,000	0	127,533,056	66.3
民生費県補助金	126,369,000	113,436,000	53,042,000	0	60,394,000	46.8
繰入金	986,000	985,976	985,976	0	0	100.0
福祉医療費等基金元利収入	12,000,000	3,850,980	3,693,440	0	157,540	95.9
雑入	9,261,000	14,195,141	12,852,233	0	1,342,908	90.5
過年度収入	1,000	459,367	251,090	0	208,277	54.7
合計	629,273,000	604,878,877	415,218,456	0	189,660,421	68.6

平成29年3月31日現在

歳出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
諸費	4,635,000	4,634,113	887	99.9
社会福祉総務費	12,000,000	3,499,760	8,500,240	29.2
障害者福祉費	77,190,000	67,066,546	10,123,454	86.9
老人福祉費	102,000	0	102,000	0.0
国民年金費	2,315,000	1,753,566	561,434	75.7
国民健康保険医療助成費	455,545,000	455,544,210	790	100.0
後期高齢者医療費	768,769,000	756,942,177	11,826,823	98.5
児童福祉総務費	145,210,000	115,463,228	29,746,772	79.5
母子福祉費	44,797,000	37,683,818	7,113,182	84.1
母子保健費	11,322,000	7,040,323	4,281,677	62.2
合計	1,521,885,000	1,449,627,741	72,257,259	95.3

平成29年3月31日現在

注：職員給与費除く。

歳入の主なものは、国民健康保険及び後期高齢者の医療保険基盤安定負担金である。

歳出の主なものは、心身障害者などへの医療助成費、国民健康保険特別会計繰出金及び後期高齢者医療特別会計繰出金である。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為何書等の歳出関係書類を監査した結果、おおむね適正に処理されていた。

## 2. 国民健康保険特別会計

## ○ 予算の執行状況について

## 歳入

項	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	不納欠損額 円	収入未済額 円	収入率 %
国民健康保険料	1,338,109,000	1,657,283,984	1,277,680,693	47,038,379	332,564,912	77.1
一般被保険者国民健康保険料	1,270,563,000	1,614,035,792	1,277,680,693	46,151,833	290,203,266	79.2
退職被保険者等国民健康保険料	67,546,000	43,248,192	0	886,546	42,361,646	-
手数料	480,000	469,450	469,450	0	0	100.0
証明手数料	30,000	5,100	5,100	0	0	100.0
保険料督促手数料	450,000	464,350	464,350	0	0	100.0
国庫負担金	1,405,649,000	1,270,503,317	1,270,503,317	0	0	100.0
療養給付費等負担金	1,346,863,000	1,212,443,842	1,212,443,842	0	0	100.0
高額医療費共同事業負担金	52,366,000	52,366,475	52,366,475	0	0	100.0
特定健康診査等負担金	6,420,000	5,693,000	5,693,000	0	0	100.0
国庫補助金	570,145,000	646,393,000	154,583,000	0	491,810,000	23.9
財政調整交付金	569,281,000	645,529,000	153,719,000	0	491,810,000	23.8
システム開発費等補助金	864,000	864,000	864,000	0	0	100.0
療養給付費交付金	137,496,000	139,470,948	128,983,948	0	10,487,000	92.5
前期高齢者交付金	1,440,907,000	1,440,907,934	1,320,633,934	0	120,274,000	91.7
県負担金	58,786,000	57,955,475	39,585,600	0	18,369,875	68.3
高額医療費共同事業負担金	52,366,000	52,366,475	33,996,600	0	18,369,875	64.9
特定健康診査等負担金	6,420,000	5,589,000	5,589,000	0	0	100.0
県補助金	323,302,000	348,727,000	103,757,000	0	244,970,000	29.8
財政調整交付金	323,302,000	348,727,000	103,757,000	0	244,970,000	29.8
共同事業交付金	1,785,949,000	1,753,437,174	1,609,718,122	0	143,719,052	91.8
高額医療費共同事業交付金	190,924,000	208,278,624	190,603,072	0	17,675,552	91.5
保険料徴収共同安定化事業交付金	1,595,025,000	1,545,158,550	1,419,115,050	0	126,043,500	91.8
財産運用収入	1,000	150	150	0	0	100.0
利子及び配当金	1,000	150	150	0	0	100.0
他会計繰入金	725,292,000	700,057,210	711,257,210	0	-11,200,000	101.6
一般会計繰入金	725,292,000	700,057,210	711,257,210	0	-11,200,000	101.6
繰越金	20,624,000	20,624,710	20,624,710	0	0	100.0
延滞金及び過料	2,000,000	2,197,759	2,197,759	0	0	100.0
一般被保険者延滞金	1,200,000	2,181,780	2,181,780	0	0	100.0
退職被保険者等延滞金	800,000	0	0	0	0	-
一般被保険者加算金	0	15,979	15,979	0	0	100.0
雑入	16,163,000	6,354,444	5,158,463	80,411	1,115,570	81.2
市預金利子	1,000	0	0	0	0	-
一般被保険者等返納付金	9,500,000	2,615,375	2,268,472	0	346,903	86.7
退職被保険者等返納付金	500,000	0	0	0	0	-
一般被保険者返納金	800,000	1,580,907	731,829	80,411	768,667	46.3
退職被保険者等返納金	1,000	5,138	5,138	0	0	100.0
雑入	5,361,000	2,153,024	2,153,024	0	0	100.0
合計	7,824,903,000	8,044,382,555	6,645,153,356	47,118,790	1,352,110,409	82.6

平成29年3月31日現在

歳出

項	予算現額	支出済額	残額	執行率
総務管理費	29,373,000	22,266,319	7,106,681	75.8
一般管理費	25,772,000	18,665,895	7,106,105	72.4
連合会負担金	3,601,000	3,600,424	576	100.0
徴収費	23,344,000	17,984,332	5,359,668	77
賦課徴収費	23,344,000	17,984,332	5,359,668	77.0
運営協議会費	461,000	241,401	219,599	52.4
療養諸費	3,865,255,000	3,637,195,780	228,059,220	94.1
一般被保険者療養給付費	3,603,341,000	3,469,919,867	133,421,133	96.3
退職被保険者等療養給付費	175,956,000	95,438,906	80,517,094	54.2
一般被保険者療養費	67,938,000	58,112,141	9,825,859	85.5
退職被保険者等療養費	2,929,000	1,116,455	1,812,545	38.1
審査支払手数料	15,091,000	12,608,411	2,482,589	83.5
高額療養費	536,187,000	511,718,092	24,468,908	95.4
一般被保険者高額療養費	512,697,000	496,968,257	15,728,743	96.9
退職被保険者等高額療養費	22,890,000	14,403,962	8,486,038	62.9
一般被保険者高額介護合算療養費	500,000	329,698	170,302	65.9
退職被保険者高額介護合算療養費	100,000	16,175	83,825	16.2
移送費	147,000	0	147,000	0.0
一般被保険者移送費	97,000	0	97,000	0.0
退職被保険者等移送費	50,000	0	50,000	0.0
出産育児諸費	50,426,000	28,982,421	21,443,579	57.5
出産育児一時金	50,400,000	28,968,351	21,431,649	57.5
支払手数料	26,000	14,070	11,930	54.1
葬祭諸費	3,600,000	2,700,000	900,000	75.0
葬祭費	3,600,000	2,700,000	900,000	75.0
後期高齢者支援金等	972,089,000	853,834,374	118,254,626	87.8
後期高齢者支援金	972,019,000	853,772,706	118,246,294	87.8
後期高齢者関係事務費搬出金	70,000	61,668	8,332	88.1
前期高齢者納付金等	684,000	628,261	55,739	91.9
前期高齢者納付金	620,000	568,540	51,460	91.7
前期高齢者関係事務費搬出金	64,000	59,721	4,279	93.3
老人保健事務費搬出金	35,000	27,097	7,903	77.4
介護納付金	346,397,000	317,663,879	28,733,121	91.7
共同事業拠出金	1,798,005,000	1,639,197,193	158,807,807	91.2
高額医療費搬出金	209,466,000	184,972,740	24,493,260	88.3
保険財政共同安定化事業搬出金	1,588,536,000	1,454,223,480	134,312,520	91.5
その他共同事業拠出金	3,000	973	2,027	32.4
特定健康診査等事業費	51,653,000	25,373,435	26,279,565	49.1
保健事業費	12,672,000	7,215,993	5,456,007	56.9
普及費	12,672,000	7,215,993	5,456,007	56.9
基金積立金	1,000	150	850	15.0
財政調整基金積立金	1,000	150	850	15.0
一般公債費	1,200,000	0	1,200,000	0.0
利子	1,200,000	0	1,200,000	0.0
償還金及び還付加算金	26,570,000	22,999,487	3,570,513	86.6
一般被保険者保険料還付金	4,100,000	1,984,071	2,115,929	48.4
退職被保険者等保険料還付金	100,000	4,600	95,400	4.6
一般被保険者後期高齢者支援金分還付金	1,500,000	526,866	973,134	35.1
退職被保険者等後期高齢者支援金分還付金	100,000	1,446	98,554	1.4
一般被保険者介護保険料還付金	500,000	312,507	187,493	62.5
退職被保険者等介護保険料還付金	100,000	380	99,620	0.4
償還金	20,170,000	20,169,617	383	100.0
特例措置対象被保険者療養費	360,000	218,064	141,936	60.6
貸付金	5,000,000	1,910,000	3,090,000	38.2
予備費	1,000,000	0	1,000,000	0.0
合計	7,724,459,000	7,090,156,278	634,302,722	91.8

平成29年3月31日現在  
注：職員給与費除く。

歳入の主なものは、国民健康保険料、国庫支出金に計上される療養給付費等負担金、前期高齢者交付金、保険財政共同安定化事業交付金である。

歳出の主なものは、一般被保険者療養給付費、後期高齢者支援金、保険財政共同安定化事業拠出金である。

調定等の歳入関係書類及び支出負担行為何書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

3. 後期高齢者医療特別会計

○予算の執行状況について

歳入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	不納欠損額 円	収入未済額 円	収入率 %
特別徴収保険料	288,495,000	265,340,500	265,977,700	0	-637,200	100.2
普通徴収保険料	206,332,000	204,912,850	198,283,000	1,249,200	5,380,650	96.8
証明手数料	3,000	1,800	1,800	0	0	100.0
督促手数料	30,000	33,050	32,100	0	950	97.1
一般会計繰入金	186,488,000	186,488,000	186,488,000	0	0	100.0
繰越金	987,000	985,976	985,976	0	0	100.0
延滞金	1,000	23,800	23,800	0	0	100.0
過料	1,000	0	0	0	0	-
保険料還付金	2,000,000	1,754,900	556,200	0	1,198,700	31.7
還付加算金	50,000	0	0	0	0	-
市預金利子	1,000	0	0	0	0	-
弁償金	1,000	0	0	0	0	-
雑入	15,930,000	12,990,072	0	0	12,990,072	-
合計	700,320,000	672,530,948	652,348,576	1,249,200	18,933,172	97.0

平成29年3月31日現在

歳出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
一般管理費	9,842,000	8,237,246	1,604,754	83.7
賦課徴収費	1,965,000	1,678,000	287,000	85.4
後期高齢者医療広域連合納付金	668,242,000	543,314,200	124,927,800	81.3
健康診査費	17,235,000	12,700,167	4,534,833	73.7
保険料還付金	2,000,000	569,600	1,430,400	28.5
還付加算金	50,000	3,300	46,700	6.6
拠出金	986,000	985,976	24	99.9
合計	700,320,000	567,488,489	132,831,511	81.0

平成29年3月31日現在

注：職員給与費除く。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料、一般会計からの繰入金である。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金である。

調定等の歳入関係書類及び支出負担行為何書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

人権センター

1. 一般会計

○ 予算の執行状況について

歳入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	不納欠損額 円	収入未済額 円	収入率 %
総務使用料	1,567,000	1,361,710	1,361,710	0	0	100.0
民生使用料	5,000	8,240	8,240	0	0	100.0
民生費県補助金	7,644,000	7,429,000	7,429,000	0	0	100.0
民生費委託金	500,000	681,000	681,000	0	0	100.0
不動産売払収入	10,205,000	15,118,066	10,359,171	0	4,758,895	68.5
住宅資金等貸付金特別会計繰入金	8,700,000	0	0	0	0	-
諸収入	39,000	41,950	41,950	0	0	100.0
合計	28,660,000	24,639,966	19,881,071	0	4,758,895	80.7

平成29年3月31日現在

歳出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
交通安全対策費	1,728,000	1,728,000	0	100.0
社会福祉総務費	521,000	504,450	16,550	96.8
コミュニティセンター費	2,428,000	2,230,651	197,349	91.9
人権啓発推進費	7,198,000	6,902,769	295,231	95.9
児童館費	3,831,000	3,626,187	204,813	94.7
環境衛生費	3,351,000	2,964,011	386,989	88.5
住宅管理費	301,000	230,517	70,483	76.6
合計	19,358,000	18,186,585	1,171,415	93.9

平成29年3月31日現在

注：職員給与費除く。

歳入の主なものは、人権センターの宅地を売却したことによる不動産売払収入である。

歳出の主なものは、名阪高架下駐車場指定管理料、コミュニティセンター及

び児童館の運営事業費である。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為伺書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

## 2. 住宅新築資金等貸付金特別会計

### ○予算の執行状況について

#### 歳入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	不納欠損額 円	収入未済額 円	収入率 %
繰越金	3,746,000	3,746,851	3,746,851	0	0	100.0
雑入	17,254,000	17,122,939	17,122,939	0	0	100.0
合計	21,000,000	20,869,790	20,869,790	0	0	100.0

平成29年3月31日現在

#### 歳出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
運用管理費	1,945,000	1,936,581	8,419	99.6
元金	9,629,000	9,628,976	24	100.0
利子	726,000	684,122	41,878	94.2
一般会計繰出金	8,700,000	0	8,700,000	0.0
合計	21,000,000	12,249,679	8,750,321	58.3

平成29年3月31日現在

注：職員給与費除く。

歳入の主なものは、回収管理組合からの返戻金である。

歳出の主なものは、長期債元金償還金である。

## 文化振興課

### ○予算の執行状況について

#### 歳入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	不納欠損額 円	収入未済額 円	収入率 %
総務使用料	14,160,000	15,193,690	15,193,690	0	0	100.0
雑入	274,000	310,870	310,870	0	0	100.0
合計	14,434,000	15,504,560	15,504,560	0	0	100.0

平成29年3月31日現在

## 歳 出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
文化振興費	79,875,000	75,888,119	3,986,881	95.0
文化振興事業	9,870,000	9,277,145	592,855	94.0
文化センター維持管理事業	42,875,000	40,699,698	2,175,302	94.9
市民会館運営事業	4,469,000	4,299,018	169,982	96.2
市民会館維持管理事業	22,293,000	21,422,948	870,052	96.1
市民大学運営事業	368,000	189,310	178,690	51.4
合計	79,875,000	75,888,119	3,986,881	95.0

平成29年3月31日現在

注：職員給与費除く。

歳入の主なものは、市民会館、文化センターの使用料である。

歳出の主なものは、天理シティーオーケストラ等各種団体への補助金、施設管理業務委託料である。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為伺書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

## 【環境経済部】

## 産業振興課

## ○ 予算の執行状況について

## 歳 入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	不納欠損額 円	収入未済額 円	収入率 %
商工使用料	1,000	3,100	3,100	0	0	100.0
労働費委託金	18,000,000	0	0	0	0	-
商工費県補助金	500,000	0	0	0	0	-
中小企業融資損失補償預託金返還金	438,000	438,000	438,000	0	0	100.0
雑入	88,000	319,292	319,292	0	0	100.0
合計	19,027,000	760,392	760,392	0	0	100.0

平成29年3月31日現在

## 歳出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
諸費	4,182,000	0	4,182,000	0.0
高年齢者等雇用安定対策費	14,500,000	14,500,000	0	100.0
産業振興館費	18,912,000	15,265,981	3,646,019	80.7
雇用支援費	18,000,000	0	18,000,000	0.0
商工総務費	34,000	0	34,000	0.0
商工振興費	74,710,000	65,268,980	9,441,020	87.4
観光費	39,103,000	32,355,253	6,747,747	82.7
(繰越明許費)				
商工振興費	16,932,000	3,000,000	13,932,000	17.7
観光費	66,841,000	66,432,680	408,320	99.4
合計	253,214,000	196,822,894	56,391,106	77.7

平成29年3月31日現在

注：職員給与費除く。

歳入の主なものは、中小企業融資損失補填預託金返還金である。

歳出の主なものは、天理市シルバー人材センター補助金、工場等設置奨励金、観光施設等整備工事費である。

なお、歳入の労働費委託金、それに伴う歳出の雇用支援費については、翌年度に繰り越した。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為何書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

## 環境業務課

## ○ 予算の執行状況について

## 歳入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	不納欠損額 円	収入未済額 円	収入率 %
分担金及び負担金	34,360,000	17,089,078	17,089,078	0	0	100.0
衛生使用料	2,000	2,640	2,640	0	0	100.0
衛生手数料	144,587,000	143,804,740	143,659,740	34,200	110,800	99.9
県支出金	0	2,758,000	2,758,000	0	0	100.0
広域圏外処理委託収入	125,297,000	123,157,403	123,157,403	0	0	100.0
雑入	33,348,000	47,567,962	47,567,962	0	0	100.0
合計	337,594,000	334,379,823	334,234,823	34,200	110,800	100.0

平成29年3月31日現在

歳出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
塵芥処理費	732,989,000	691,764,946	41,224,054	94.4
し尿処理費	83,059,000	72,500,648	10,558,352	87.3
広域塵芥処理費	161,828,000	141,691,116	20,136,884	87.6
合計	977,876,000	905,956,710	71,919,290	92.6

平成29年3月31日現在

注:職員給与費除く。

歳入の主なものは、ごみ処理手数料である。

歳出の主なものは、ごみ収集運搬業務委託料やごみ焼却施設運転維持管理業務等委託料である。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為伺書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

【学校監査】

1. 監査を行った学校及び幼稚園

幼稚園 櫛本幼稚園

小学校 福住小学校・櫛本小学校

中学校 南中学校・西中学校・福住中学校

2. 各学校及び園の配当予算額の執行状況について

歳出

区分	予算額 (配当額) 円	支出済額 円	予算執行率 %	節別支出明細				
				需用費 円	役員費 円	原材料費 円	備品購入費 円	
中学校	南	7,418,000	6,862,725	92.5	5,495,969	183,600	16,200	1,166,956
	西	7,868,000	7,774,409	98.8	6,389,166	106,015	23,000	1,256,228
	福住	2,721,000	2,512,143	92.3	1,743,309	118,240	14,850	635,744
小学校	福住	3,606,000	3,408,433	94.5	2,772,499	120,778	22,572	492,584
	櫛本	4,814,000	4,771,629	99.1	4,027,500	132,600	26,745	584,784
幼稚園	櫛本	1,109,000	1,071,687	96.6	868,687	130,000	18,000	55,000

平成29年3月31日現在

それぞれの支出負担行為伺書等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

また、各学校及び園が管理する公金（切手を含む）の出納について、適正に事務処理がなされていた。

#### むすび

以上が平成28年度のくらし文化部・環境経済部・学校の定期監査を行った結果である。

予算執行状況、歳入歳出の事務処理状況、物品の出納保管状況及び財産の管理等について監査を実施した結果、各予算は目的に従い法令に準拠し適正に処理されていた。

それぞれ施設の老朽化など大きな課題に対応しつつ、今後の予算執行においても的確な対応並びに適正な対処をされるよう要望する。

(平成30年2月27日揭示済)

天監委告示第3号

財政援助団体等監査の結果について(公表)

地方自治法第199条第7項の規定により、平成29年度財政援助団体等監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成30年2月27日

天理市監査委員	梅	崎	浩	充
天理市監査委員	松	井	義	憲
天理市監査委員	中	西	一	喜

1 監査の種別 財政援助団体等監査

2 監査の執行期間及び監査対象

監査執行期間	監査対象	所管部課
平成29年10月2日～6日	公益社団法人シルバー人材センター	産業振興課

3 監査の範囲

当該財政援助団体等における平成28年度の出納に関する事務の執行状況

4 監査の方法

平成28年度事業報告書及び財務諸表に基づき、出納に関する事務の執行状況について、資料提出を求め、必要に応じて関係職員から説明を聴取し監査を行った。

5 監査の結果

公益社団法人シルバー人材センターに係る出納の事務は、適正に執行されていると認められた。

監査の結果は、以下のとおりである。

ア 公益社団法人シルバー人材センターの概要

定年退職者等の高齢退職者の希望に応じた臨時的かつ短期的で軽易な業務に係る就業の機会の確保及び提供や、就業に必要な知識・技能の習得を目的とした講習等を行うことで、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行う。

イ 組織(平成29年3月31日現在)

理事者 13名(内、理事長1名、副理事長1名、常務理事1名)

監事 2名

職員 5名(嘱託・臨時・日々雇を含む。)

ウ 天理市からの補助金

14,500,000円

エ 事業報告について

平成29年3月末現在

年度別		平成28年度	平成27年度	対前年比 (%)	増減
項目					
会員数	人	304	305	▲0.3	▲1
就業率	%	72.0	71.1	1.3	0.9
受託件数 (件)	公共	408	370	10.3	38
	民間	1,918	1,941	▲1.2	▲23
	計	2,326	2,311	0.6	15
就業実人員 (人)	男	127	133	▲4.5	▲6
	女	92	84	9.5	8
	計	219	217	0.9	2
就業延人員 (日)	公共	5,157	4,705	9.6	452
	民間	21,179	21,193	▲0.1	▲14
	計	26,336	25,898	1.7	438

契約件数は2,326件で前年度と比較すると15件(0.6%)の増である。

契約金額は137,681,315円で前年度と比較すると164,093円(0.1%)の減である。

## オ 決算の状況について

## 貸借対照表

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金	46,811	47,887	△ 1,076
普通預金	5,709,575	7,000,981	△ 1,291,406
未収金	11,334,854	10,726,592	608,262
前払金	91,450	91,450	0
流動資産合計	17,182,690	17,866,910	△ 684,220
2. 固定資産			
(1) 基本資産			
基本財産合計	0	0	0
(2) 特定資産			
減価償却引当資産	3,036,000	3,036,000	0
特定資産合計	3,036,000	3,036,000	0
(3) その他固定資産			
車輛運搬具	2,348,795	21,068	2,327,727
預託金	13,360	0	13,360
その他固定資産合計	2,362,155	21,068	2,341,087
固定資産合計	5,398,155	3,057,068	2,341,087
資産合計	22,580,845	20,923,978	1,656,867
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
未払金	9,354,263	9,009,342	344,921
前受金	365,439	373,367	△ 7,928
預り金	318,771	321,541	△ 2,770
短期借入金	7,000,000	7,000,000	0
流動負債合計	17,038,473	16,704,250	334,223
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	17,038,473	16,704,250	334,223
<b>III 正味財産の部</b>			
1. 指定正味財産	0	0	0
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産	5,542,372	4,219,728	1,322,644
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(3,036,000)	(3,036,000)	(0)
正味財産合計	5,542,372	4,219,728	1,322,644
負債及び正味財産合計	22,580,845	20,923,978	1,656,867

## 正味財産増減計算書

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受託事業収益	137,681,315	137,845,408	△ 164,093
受取配分金	120,222,168	120,877,525	△ 655,357
受取材料費等	2,797,051	2,838,817	△ 41,766
受取事務費	14,662,096	14,129,066	533,030
労働者派遣事業等受託収益	513,012	521,611	△ 8,599
労働者派遣事業等受託収益	513,012	521,611	△ 8,599
受取会費	457,500	459,000	△ 1,500
正会員受取会費	457,500	459,000	△ 1,500
受取補助金等	23,881,000	23,250,000	631,000
受取連合交付金	9,381,000	8,750,000	631,000
受取(市)補助金	14,500,000	14,500,000	0
受取負担金	121,000	180,500	△ 59,500
受取負担金	121,000	180,500	△ 59,500
受取寄附金	54,000	32,000	22,000
受取寄附金	54,000	32,000	22,000
雑収益	875	2,624	△ 1,749
受取利息	875	2,209	△ 1,334
雑収益	0	415	△ 415
経常収益計	162,708,702	162,291,143	417,559
(2) 経常費用			
事業費	159,154,948	158,450,978	703,970
支払配分金	120,222,168	120,877,525	△ 655,357
支払材料費等	2,137,302	2,495,560	△ 358,258
給料手当	23,059,490	22,713,464	346,026
法定福利費	4,120,210	3,800,789	319,421
退職給付費用	1,664,060	1,655,970	8,090
福利厚生費	107,993	141,316	△ 33,323
会議費	48,647	12,141	36,506
旅費交通費	640	9,820	△ 9,180
通信運搬費	274,683	275,206	△ 523
減価償却費	143,911	39,109	104,802
消耗品費	821,976	719,791	102,185
修繕費	1,924	0	1,924
印刷製本費	126,360	49,680	76,680
光熱水料費	424,578	429,486	△ 4,908
賃借料	1,610,549	1,700,854	△ 90,305
保険料	1,431,920	978,110	453,810
租税公課	1,191,950	668,600	523,350
委託費	1,727,138	1,857,790	△ 130,652
支払利息	39,449	25,767	13,682

管理費	2,231,108	2,091,223	139,885
給料手当	1,213,656	1,195,447	18,209
法定福利費	216,847	200,040	16,807
退職給付費用	87,580	87,156	424
福利厚生費	5,683	7,439	△ 1,756
会議費	39,090	36,830	2,260
役員等旅費交通費	128,000	120,000	8,000
修繕費	4,278	0	4,278
光熱水料費	22,343	22,601	△ 258
賃借料	84,753	89,512	△ 4,759
保険料	91,450	29,000	62,450
支払負担金	231,600	231,600	0
支払手数料	45,950	41,498	4,452
雑費	59,878	30,100	29,778
経常費用計	161,386,056	160,542,201	843,855
当期経常増減額	1,322,646	1,748,942	△ 426,296
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	2	0	2
車輛運搬具除却損	2	0	2
経常外費用計	2	0	2
当期経常外増減額	△ 2	0	△ 2
当期一般正味財産増減額	1,322,644	1,748,942	△ 426,298
一般正味財産期首残高	4,219,728	2,470,786	1,748,942
一般正味財産期末残高	5,542,372	4,219,728	1,322,644
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
(1) 収益			
収益計	0	0	0
(2) 費用			
費用計	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
Ⅲ 正味財産期末残高	5,542,372	4,219,728	1,322,644

#### むすび

以上が平成28年度財政援助団体等監査を行った結果である。

事業報告及び決算諸表は法令に準拠し、適正に処理されていた。

今後更なる高齢化社会を迎えるにあたり、高齢者に働く場と機会を提供し、生きがいと活力を与えるべく業務に日々取り組まれるよう要望する。

## 選挙管理委員会

(平成30年 3 月 2 日 掲示済)

### 天選告示第 1 号

平成30年 3 月 1 日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第 1 項及び第75条第 1 項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数並びに同法第 4 条第11項及び第 5 条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数並びに地方自治法第76条第 1 項第80条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、次のとおりである。

平成30年 3 月 2 日

天理市選挙管理委員会  
委員長 堀内 靖介

50分の 1 の数	1,085 人
6分の 1 の数	9,038 人
3分の 1 の数	18,076 人

## 公営企業

(平成30年 2 月 1 日 掲示済)

### 天理市上下水道局公告第 4 号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 5 第 2 項及び第167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

平成30年 2 月 22 日

天理市上下水道事業の管理者  
天理市長 並河 健

#### 第 1 競争入札に付する事項等

- |          |                        |         |
|----------|------------------------|---------|
| (1) 工事名  | φ300mm配水管改良工事          |         |
| (2) 工事場所 | 天理市三島町地内               |         |
| (3) 工事概要 | 仮設管布設工                 |         |
|          | φ300mm仮設管              | L=87.0m |
|          | φ150mm仮設管              | L=6.5m  |
|          | 本設管布設工                 |         |
|          | φ300mmDIP (GX)         | L=87.0m |
|          | φ150mmDIP (GX)         | L=10.1m |
|          | 給水管布設工                 |         |
|          | 給水装置                   | 6 箇所    |
|          | 付帯工                    |         |
|          | 舗装本復旧                  | 一式      |
| (4) 工期   | 平成30年 7 月 20 日まで       |         |
| (5) 予定価格 | 53,481,600円            |         |
|          | (消費税及び地方消費税に相当する額を含む。) |         |

#### (6) 低入札価格調査

低入札調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）の設定を行い、低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたときは、落札者とならない場合がある。

#### 第 2 競争入札参加資格

- 天理市上下水道局（以下「局」という。）に対して、天理市建設工事執行規則（昭和48年 2 月天理市規則第 4 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格審査において土木一式工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第 3 条第 1 項に規定するものうち本店を除いたものであり、かつ、当該営業所が局に対する入札参加資格を有するものに限る。）を有するもの）であって、次の(2)から(4)までに掲げる条件を全て満たし、かつ、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けた者であること。
- 次の条件をすべて満たしていること。
  - 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
  - 建設業法第15条の規定による建設業の許可を、土木工事業（特定に限る。）及び水道施設工事業について受けている者であること。
  - 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提

出締切日より1年7箇月前までの直近のもの)における土木一式工事の総合評定値を有する者であること。

- ④ 局が平成29年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表(平成29年度)において土木一式工事の格付がA等級に位置づけられている者であること。
  - ⑤ 本競争入札参加資格の確認時点及び本入札の開札日までの間において、局から入札参加停止措置を受けていない者であること。
  - ⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面(様式は自由とする。以下「質問書」という。)により提出した者であること。
  - ⑦ 局に対して不誠実な行為のない者であること。
  - ⑧ その他詳細は、入札説明書による。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。
- ① 1級土木施工管理技士又はそれと同等以上の資格を有する者
  - ② 入札の申し込みのあった日以前に3箇月以上の雇用関係にある者
  - ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、土木工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者
- (4) 次に掲げる当該設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。
- 名称 株式会社 寛設計事務所 奈良営業所  
所在地 奈良県奈良市法蓮町433-1

### 第3 入札担当部課

〒632-8558

天理市川原城町600番地10

天理市上下水道局 総務経営課 庶務係

電話番号 0743-63-1001 内線804

### 第4 入札説明書の交付

- ① 交付期間 別表(入札日程)のとおりとする。
- ② 交付場所 第3に同じ。  
局ホームページからダウンロード可能

### 第5 競争入札参加資格の確認等

- (1) 本競争入札への参加希望者は、第2に掲げる資格を有することを証明するため、競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)を次の(2)のとおり提出すること。
- (2) 申請書及び資料の提出
  - ① 提出期間 別表(入札日程)のとおりとする。
  - ② 提出場所 第3に同じ。
  - ③ 提出部数 各1部
  - ④ 提出方法 持参すること。(郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。)

### 第6 仕様書の公開及び仕様書に対する質問

#### (1) 仕様書の公開

次の日程で仕様書を公開し、申請書及び資料を提出した者に対して仕様書を貸与する。

- ① 公開期間 別表(入札日程)のとおりとする。
- ② 公開場所 第3に同じ。

#### (2) 仕様書に対する質問書の提出等

質疑の有無にかかわらず提出すること。

- ① 提出期限日 別表(入札日程)のとおりとする。
- ② 提出場所 第3に同じ。
- ③ 提出方法 持参すること。(郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。)
- ④ 回答 別表(入札日程)のとおり回答書を発送するとともに、局総務経営課にて閲覧に供する。

### 第7 入札書等の提出等

- (1) 第5に掲げる申請書及び資料の提出により本競争入札参加資格を有することの確認を受けた者(以下「競争入札参加資格者」という。)は、天理市建設工事執行規則第8条に規定する入札書(様式第2号)及び請負代金内訳書(工事費内訳書。以下「入札書等」という。)を次のとおり提出すること。
  - ① 入札書等に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により提出すること。
  - ② 入札書等の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし表側に工事名及び入札者名を記載した上で、工事費内訳書とともに外封筒に入れること。
  - ③ 外封筒の表面に、開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名を記入した「郵便入札送付票」を貼付すること。

(2) 入札書等の提出

① 提出期限日 別表（入札日程）のとおりとする。

② 送付先 〒632-8799  
日本郵便株式会社 天理郵便局 留  
天理市上下水道局 総務経営課 行

(3) 入札書等を送付した後、入札書等の提出期限日までの間は、書面を届け出ることにより入札を辞退することができる。

(4) 競争入札参加資格者が、入札書等を送付しなかったとき又は入札書等が提出期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第8 開札

① 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。

② 場 所 天理市川原城町600番地10  
天理市上下水道局 2階大会議室

第9 落札者の決定

(1) 入札の執行回数は、1回限りとする。

(2) 天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し有効な入札を行った者を落札者（調査基準価格を下回る入札を行った者の場合は、「落札候補者」という。次の(3)において同じ。）とする。

(3) 落札者となるべき入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。ただし、この場合においてくじを辞退することはできないものとする。

(4) 落札候補者については、次によるものとする。

① 工事費内訳書に記載された経費が、天理市上下水道局建設工事に係る低入札価格調査制度に関する取扱要領（以下「要領」という。）別紙失格判断基準(3)イに規定する基準経費を下回った場合は、失格とする。

② 要領に基づき低入札価格調査を行い、落札者を決定する。

③ 調査基準価格を下回る入札をした者は、予定価格の範囲内で最低の入札金額であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

第10 入札の無効

本競争入札に係る入札説明書に規定した競争入札参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争入札参加資格がない者のなした入札、局に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札、並びに入札説明書、仕様書及び天理市上下水道局建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

第11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 契約保証金額は請負金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。

第12 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第13 問い合わせ先

第3に同じ。

## 別表（入札日程）

φ300mm配水管改良工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成30年2月22日（木）から 平成30年3月1日（木）まで
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成30年2月22日（木）から 平成30年3月1日（木）まで
質問書の提出期限日	平成30年3月5日（月）
競争入札参加資格の確認結果の通知日	平成30年3月9日（金）
質問書への回答日	平成30年3月9日（金）
競争入札参加資格がないとした場合の 説明要望書提出期限日	平成30年3月13日（火）
競争入札参加資格がないとした場合の 当該理由の回答日	平成30年3月15日（木）
入札書提出期限日	平成30年3月19日（月）
開札の日時	平成30年3月20日（火）午前9時
くじを行う場合の日時	平成30年3月20日（火）午後2時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

（平成30年2月2日揭示済）

## 天理市上下水道局告示第4号

天理市指定給水装置工事事業者の廃止について

平成30年2月22日付をもって下記の天理市指定給水装置工事事業者は廃止したので告示する。

平成30年2月2日

天理市上下水道事業の管理者  
天理市長 並 河 健

廃止天理市指定給水装置工事事業者

商 号 大西設備工業  
代表者 大西 真也  
住 所 奈良県奈良市法華寺町666

（平成30年3月5日揭示済）

## 天理市上下水道局告示第5号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

平成30年3月5日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

平成30年3月5日

天理市上下水道事業の管理者  
天理市長 並 河 健

天理市指定給水装置工事事業者

商 号 大西設備工業（株）  
代表者 大西 真也  
住 所 奈良県奈良市法華寺町666